

平成 20 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 森 下 一 喜  
(コード番号：3765 大証ヘラクレス)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 推 進 本 部 長 松 阪 洋  
(TEL：03-5511-1400 (代表))

(訂正) 「第三者割当増資による新株式発行及び主要株主の異動並びに  
子会社の異動に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

平成 20 年 2 月 14 日に発表いたしました「第三者割当増資による新株式発行及び主要株主の異動並びに子  
会社の異動に関するお知らせ」につきまして、一部誤りが有りましたので、以下のとおり訂正いたします。  
なお、訂正箇所は\_\_\_線で表示しております。

記

I. 第三者割当により増資による新株式の発行

(1) 2 ページ「3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況」

【訂正前】

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

発 行 期 日	平成 20 年 4 月 1 日
調 達 資 金 の 額	会社計算規則第 37 条第 1 項の規定により算出される資本金 等増加限度額
募集時点における発行済株式数	89,718 株
当該増資における発行株式数	24,308 株
募集後における発行済株式総数	114,026 株
割 当 先	株式会社ハーティス

【訂正後】

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

発 行 期 日	平成 20 年 4 月 1 日
調 達 資 金 の 額 ( 払 込 金 額 )	4,035,128,000 円
募集時点における発行済株式数	89,718 株
当該増資における発行株式数	24,308 株
募集後における発行済株式総数	114,026 株
割 当 先	株式会社ハーティス

(2) 3 ページ～4 ページ「6. 発行条件等の合理性」

【訂正前】

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、上記「1. 第三者割当により発行される株式の募集の目的」に記載のとおり、当社の企業  
価値の増大、財務体質の改善及び経営基盤の強化を図るため、株式会社ハーティスに対する第三者  
割当の方法が最良であると判断いたしました。今回発行する本募集株式は、発行済株式総数の  
21.32%にあたり、結果として既存株式の希薄化が生じますが、主要取引先の子会社化や資本の充実

ご注意：この文章は、当社が第三者割当増資による新株発行に関して一般に公表するための発表文であり、投資  
勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

は重要な課題であり、そのためには今回の第三者割当増資は避けることができないと判断しており、主要取引先との関係強化により事業を強化していくことで、株主価値の増大に努める所存であります。

(3) 出資の目的たる財産の価格の算定方法

出資の目的財産である株式会社グラヴィティ普通株式の価格は2月14日現在、会社法第207条第9項の3および会社法施行規則第43条1号の定めにより、当該会社の市場価格であるその米国預託証券(ADR)が上場されている米国ナスダック・グローバル・マーケットにおける平成20年2月13日(米国東部標準時)の最終価格2.56米ドルおよび株式会社三井住友銀行が平成20年2月14日午前10時に公表した外国為替公示相場上の東京外国為替市場における米ドル/円対顧客電信売相場および米ドル/円対顧客電信買相場の仲値108.24円を用いて次のとおりであります。

$$(3,640,619 \text{ 株} \div 0.25 \text{ 株/ADR}) \times 2.56 \text{ 米ドル/ADR} \times 108.24 \text{ 円/米ドル} = 4,035,180,549 \text{ 円}$$

(円未満切捨て)

上記価格は平成20年2月14日現在の株式会社グラヴィティの市場価格を表すものであり、調達金額は払込期日の株価に従います。

発行株式数については、出資の目的たる財産の価額を発行価額で除し、1株未満の端数については切捨てた数といたします。

【訂正後】

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、上記「1. 第三者割当により発行される株式の募集の目的」に記載のとおり、当社の企業価値の増大、財務体質の改善及び経営基盤の強化を図るため、株式会社ハーティスに対する第三者割当の方法が最良であると判断いたしました。今回発行する本募集株式は、発行済株式総数の27.09%にあたり、結果として既存株式の希薄化が生じますが、主要取引先の子会社化や資本の充実が重要な課題であり、そのためには今回の第三者割当増資は避けることができないと判断しており、主要取引先との関係強化により事業を強化していくことで、株主価値の増大に努める所存であります。

(3) 出資の目的たる財産の価格の算定方法

出資の目的財産である株式会社グラヴィティ普通株式3,640,619株につき、会社法第207条第9項第3号および会社法施行規則第43条1号の規定により定められる「市場価格」は、株式会社グラヴィティ普通株式の米国預託証券(ADR)の米国ナスダック・グローバル・マーケットにおける平成20年2月13日(米国東部標準時)の最終価格2.56米ドルおよび株式会社三井住友銀行が平成20年2月14日午前10時に公表した外国為替公示相場上の東京外国為替市場における米ドル/円対顧客電信売相場および米ドル/円対顧客電信買相場の仲値108.24円を用いて次のとおりであります(ただし、円未満を切捨てした金額を記載しております)。

$$(3,640,619 \text{ 株} \div 0.25 \text{ 株/ADR}) \times 2.56 \text{ 米ドル/ADR} \times 108.24 \text{ 円/米ドル} = 4,035,180,549 \text{ 円}$$

(円未満切捨て)

(以下、全文削除)

発行株式数は、この4,035,180,549円を1株あたりの発行価額(払込金額)である166,000円で

割り、1株未満の端数を切り捨てて24,308株と致しました。

したがって、発行価額（払込金額）の総額は

24,308株×166,000円＝4,035,128,000円

となりますので、出資の目的財産である株式会社グラヴィティ普通株式3,640,619株について取締役会決議で定める価額（会社法第199条第1項第3号）も、発行価額（払込金額）の総額と一致する4,035,128,000円と致しました。この金額は、上記の会社法第207条第9項第3号および会社法施行規則第43条第1号の規定により定められる「市場価格」を下回るものであります。

## (2) 6ページ「8. 新株式の発行要領」

### 【訂正前】

#### 8. 新株式の発行要領

- (1) 発行新株式数 普通株式 24,308株
- (2) 資本組入額 会社計算規則第37条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（円未満切上げ）を資本金に計上し、その余を資本準備金とする。
- (3) 申込期間 平成20年3月26日(水)から平成20年4月1日(火)まで
- (4) 払込期日 平成20年4月1日(火)
- (5) 配当起算日 平成20年1月1日(火)
- (6) 新株券交付日 平成20年4月2日(水)
- (7) 割当先及び割当株式数 株式会社ハーティス 24,308株
- (8) 出資の目的たる財産の内容 株式会社グラヴィティ（韓国）  
普通株式 3,640,619株 4,035,128,000円  
（平成20年2月14日現在の現在価格です。）
- (9) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行株式に関する必要な内容  
当社は割当先より当該株式の全部または一部を発行日（平成20年4月2日）から2年以内に譲渡した場合は、当該内容を当社へ報告する旨の確約を得る予定です。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 割当先である株式会社ハーティスは、平成20年4月1日までに孫アセットマネジメント合同会社から株式会社グラヴィティの普通株式3,640,619株を取得のうえ現物出資する予定であります。

### 【訂正後】

#### 8. 新株式の発行要領

- (1) 発行新株式数 普通株式 24,308株
- (2) 発行価額 1株につき 金166,000円
- (3) 発行価額の総額 4,035,128,000円
- (4) 資本組入額 会社計算規則第37条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（円未満切上げ）を発行新株式数24,308株で除した金額とします。
- (5) 資本組入額の総額 会社計算規則第37条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（円未満切上げ）を資本金に計上し、その余を資本準備金とする。

- (6) 申 込 期 間 平成20年3月26日(水)から平成20年4月1日(火)まで
- (7) 払 込 期 日 平成20年4月1日(火)
- (8) 配 当 起 算 日 平成20年1月1日(火)
- (9) 新 株 券 交 付 日 平成20年4月1日(火)
- (10) 割 当 先 及 び 株式会社ハーティス 24,308株  
割 当 株 式 数
- (11) 出 資 の 目 的 たる 株式会社グラヴィティ (韓国)  
財 産 の 内 容 普通株式 3,640,619株 4,035,128,000円  
(全文削除)
- (12) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行株式に関する必要な内容  
当社は割当先より当該株式の全部または一部を発行日 (平成20年4月1日) から2年以内に譲渡した場合は、当該内容を当社へ報告する旨の確約を得る予定です。
- (13) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (14) 割当先である株式会社ハーティスは、平成20年4月1日までに孫アセットマネジメント合同会社から株式会社グラヴィティの普通株式3,640,619株を取得のうえ現物出資する予定であります。

## II. 主要株主の異動について

### (1) 7ページ「4. 異動年月日」

#### 【訂正前】

#### 4. 異動年月日

平成20年4月2日予定

#### 【訂正後】

#### 4. 異動年月日

平成20年4月1日予定

以上